

厚生労働省発子 1017 第 5 号
平成 30 年 10 月 17 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策総合支援事業費補助金
交付要綱」により行うこととされ、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとされ
たので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、
特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別 紙

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができ環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 保育士資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号）の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
- ② 地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

(2) 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 2 に定める「保育士試験による資格取得支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

(3) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 3 に定める「保育士試験追加実施支援事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が行う事業

(4) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 4 に定める「保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(5) 保育士宿舎借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(6) 保育人材就職支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育人材就職支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(7) 保育体制強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育体制強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業に対して都道府県が補助する事業

(8) 保育補助者雇上強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業（指定都市及び中核市を除く。）に対して都道府県が補助する事業

(9) 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱」により、都道府県及び市町村が行う事業

(10) 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添10に定める「保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(11) 保育所等における業務集約化推進事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添11に定める「保育所等における業務集約化推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(12) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添12に定める「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

(13) 保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第

30号)の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(14) 保育所設置促進事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添2に定める「保育所設置促進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(15) 都市部における保育所等への賃借料支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添3に定める「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対して都道府県が補助する事業

(16) 認可化移行調査費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添4に定める「認可化移行調査費等支援事業実施要綱」により、都道府県及び市町村が行う事業

(17) 認可化移行移転費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添5に定める「認可化移行移転費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(18) 民有地マッチング事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添6に定める「民有地マッチング事業実施要綱」により、都道府県及び市町村が行う事業

(19) 広域的保育所等利用事業

「多様な保育促進事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第4号)別添5に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(20) 保育利用支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添1に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(21) サテライト型小規模保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添2に定める「サテライト型小規模保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(22) 医療的ケア児保育支援モデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援モ

「デル事業実施要綱」により、行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市及び中核市（以下この号において「都道府県等」という。）が実施する事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(23) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添4に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(24) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」（平成29年4月28日雇児発0428第4号）の別添3に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 指定都市及び中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業

② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

③ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(25) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添7に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 基本改善事業及び環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）

ア 指定都市及び中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業

イ 指定都市等が実施主体として認めた保育所を経営する者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

ウ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた保育所を経営する者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）

ア 市町村が行う事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(26) 保育所等の事故防止の取組強化事業

「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に

定める「保育所等の事故防止の取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県及び市町村が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(27) 保育施設・事業の届出に伴う I C T 化推進事業

「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添 2 に定める「保育施設・事業の届出に伴う I C T 化推進事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(28) 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 6 に定める「家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業実施要綱」により市町村が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第 2 欄の種目ごと（3 の（4）、（5）、（7）、（8）、（10）、（11）、（13）から（17）まで、（20）から（23）まで及び（25）については施設ごと、（19）については箇所ごと）の算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

① 3 の（5）の事業以外

ア 第 2 欄の種目ごと（3 の（4）、（5）、（7）、（8）、（10）、（11）、（13）、（14）、（16）、（17）まで、（20）から（23）まで及び（25）については施設ごと、（19）については箇所ごと）に、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3 の（5）の事業

ア 特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額の 4 分の 3 を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、平成 29 年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ（ア）の算出方法によるものとする。

(イ) (ア) により選定された額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

- ① 3の(1)の②、(2)の②、(4)の②、(7)の②、(8)の②、(10)の②、(11)の②、(13)の②、(14)の②、(17)の②、(20)の②、(21)の②、(23)の②の事業
ア 第2欄の種目ごと(3の(4)の②、(7)の②、(8)の②、(10)の②、(11)の②、(13)の②、(14)の②、(17)の②、(20)の②、(21)の②、(23)の②については施設ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県又は市町村が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

- ② 3の(5)の②の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額の4分の3を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、市町村が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、市町村が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

- ③ 3の(7)の③、(22)の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較し

て少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④ 3の(8)の③の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑤ 3の(15)の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑥ 3の(24)の事業

ア ②の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑦ 3の(25)の事業

ア ①のイの事業、②のイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑧ 3の(26)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑨ 3の(27)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

い。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

① (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8) 及び (9) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- ② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50 万円」とあるのは、「30 万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- ③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

- (12) (11) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (13) 間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (14) (13) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、

あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)から(3)まで、(5)から(28)までに係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式3による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式5に添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式3による申請書に關係書類を添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、7の(1)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれ

に付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)から(3)まで及び(5)から(28)までに係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式9に添えて翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受領したときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4, 7, 8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円 <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 6,590円</p>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	1/2
		<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 6,590円</p>		
		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円</p>		
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円 		
	保育士試験による資格取得支援事業	<p>1. 受験対策学習費用補助事業 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、上限150,000円</p> <p>2. 保育士試験受験直前講座実施事業 直前講座受講者1人当たり6,000円</p>	保育士試験による資格取得支援事業を実施するために必要な当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者者に支払われた入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷	1/2

			製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	
保育士試験追加実施支援事業	厚生労働大臣が別に定める額		保育士試験追加実施支援事業を実施するために必要な報酬、賃金、職員手当等、報償費、旅費、共済費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1/2
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加することに260,000円		保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1/2
保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 82,000円		保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等	1/2
保育人材就職支援事業	1市町村当たり 10,806,000円		保育人材就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1/2

保育体制強化事業	1か所当たり月額 90,000円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	1/2
保育補助者雇上強化事業	1. 定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,215,000円 2. 定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,430,000円	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	3/4
若手保育士や保育事業者への巡回支援事業	1. 若手保育士への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 2. 保育事業者への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円	若手保育士や保育事業者への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費等	1/2
保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業	1. 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 6,590円 ②調整費 1人当たり 4,000円 2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000円 ②調整費 1人当たり 4,000円	保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び備品購入費等	3/4
保育所等における業務集約化推進事業	厚生労働大臣が別に定める額	保育所等における業務集約化推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、会議費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1/2
保育士・保育所支援センター設置運営事業	(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費 1自治体当たり 4,227,000円 (2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1自治体当たり 4,000,000円 ※加算の対象となる場合、1自治体当たり 8,000,000円 (3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1自治体当たり 426,000円	保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷	1/2

	<p>(4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1 自治体当たり 3,799,000 円</p> <p>(5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1 自治体当たり 2,746,000 円</p>	製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	
保育所等改修費等支援事業	<p>(1) 賃貸物件による保育所改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合 1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>分園の場合 1 施設当たり 21,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>本園の場合 1 施設当たり 27,000,000 円</p> <p>分園の場合 1 施設当たり 16,000,000 円</p> <p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 32,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1 事業所当たり 22,000,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合 1 か所当たり 32,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>保育所で行う場合 1 か所当たり 22,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1 施設当たり 22,000,000 円</p>	保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な改修費等、賃借料(敷金を除く。)	<p>1 / 2</p> <p>(注)</p> <p>2 / 3</p>
保育所設置促進事業	1 か所当たり 21,200,000 円	保育所設置促進事業に必要な賃借料(敷金を除く。)	1 / 2
認可化移行調査費等支援事業	<p>1. 認可化移行可能性調査支援 1 か所当たり 552,000 円</p> <p>2. 認可化移行助言指導支援 1 施設当たり 493,000 円</p>	認可化移行調査費等支援事業を実施するために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、	1 / 2

			印刷製本費)、役務費 (通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	
認可化移行 移転費等支 援事業	1. 移転費 1施設当たり 1,200,000円 2. 仮設設置費 1施設当たり 3,800,000円		認可化移行移転費等支 援事業を実施するた めに必要な移転費、仮 設設置費等	1/2
民有地マッ チング事業	1. 民有地マッチング支援 1自治体当たり年額 5,500,000円 2. 整備候補地等の確保支援 1自治体当たり年額 4,500,000円 3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円		民有地マッチング事業 を実施するために必要 な賃金、旅費、謝金、 会議費、印刷製本費、 備品購入費等	1/2
広域的保育 所等利用事 業	1. こども送迎センター等事業 (1) バス購入費又は借上げ費 ①購入費 送迎センター1か所につき 15,000,000円 ②借上げ費 送迎センター1か所につき 年間7,500,000円 (2) 保育士等雇上費 1保育所等・1センターにつき 年間5,000,000円 (3) 運転手雇上費 年間5,000,000円 (4) 事業費(送迎センター実施場所の賃借料、燃料費等) ①こども送迎センター事業 年間10,000,000円 ②自宅等送迎事業 年間1,000,000円 2. 代替屋外遊戯場送迎事業 (1) バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1事業当たり 15,000,000円 ②借上げ費 1事業当たり 年間7,500,000円 (2) 保育士等雇上費 1保育所等につき 年間5,000,000円 (3) 運転手雇上費 年間5,000,000円 (4) 事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 年間10,000,000円 ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバス購入 費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。 3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,200,000円		広域的保育所等利用事 業を実施するために必 要な報酬、給料、職員 手当等、賃金、共済費、 旅費、需用費(消耗品 費、燃料費、会議費、 印刷製本費、光熱水費 及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、広告料、 手数料)、委託料、使用 料、賃借料、備品購入 費、車両購入費、運行 費、改修費等	1/2
保育利用支 援事業	1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額20,000円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額2,406,000円		保育利用支援事業を実 施するために必要な報 酬、給料、職員手当等、 賃金、共済費、報償費、 旅費、需用費(消耗品 費、会議費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬	1/2

			費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	
サテライト型小規模保育事業	1か所当たり 年額 4,450,000円		サテライト型小規模保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1/2
医療的ケア児保育支援モデル事業	看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 7,300,000円 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 6,700,000円		医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料等	1/2
家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,814,000円		家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1/2
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1指定都市、中核市当たり年額 354,000円		認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金等	1/3

<p>保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)</p>	<p>(1) 基本改善事業 1事業当たり 7,200,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1事業当たり 1,029,000円</p>	<p>保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等</p>	<p>1/3</p>
<p>保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)</p>	<p>(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 32,000,000円</p>	<p>保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等</p>	<p>1/2</p>
<p>保育所等の事故防止の取組強化事業</p>	<p>1. 重大事故防止のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 220,000円(受講者予定者20人まで) 20人を超える場合 受講予定者1人当たり6,000円追加</p> <p>2. 重大事故防止のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり年額 4,064,000円</p>	<p>保育所等の事故防止の取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費等</p>	<p>1/2</p>
<p>保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業</p>	<p>1自治体当たり年額 40,000,000円</p>	<p>保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費</p>	<p>3/4</p>

			及び修繕料)、役務費 (保守料、通信運搬費、 広告料、手数料)、使用 料、賃借料等	
	家庭的保育 コンソーシ アム形成モ デル事業	1市町村当たり年額 8,180,000円	家庭的保育コンソーシ アム形成モデル事業を 実施するために必要な 報酬、給料、職員手当 等、賃金、共済費、謝 金、旅費、需用費(消 耗品費、燃料費、会議 費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、広告 料、手数料)、委託料等	1/2
間接補助 事業	保育士資格 取得支援事 業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発 第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実 施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得 する場合 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円 <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 6,590円</p>	保育士資格取得支援事 業を実施するために必 要な入学料、受講料、 報酬、給料、職員手当 等、賃金、共済費、役 務費、委託料等	1/2
		<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 6,590円</p>		
		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円</p>		
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する 		

	場合 100,000 円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000 円		
保育士試験による資格取得支援事業	1. 受験対策学習費用補助事業 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、上限150,000円 2. 保育士試験受験直前講座実施事業 直前講座受講者1人当たり6,000円	保育士試験による資格取得支援事業を実施するために必要な当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者を支払われた入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1/2
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加することに260,000円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1/2
保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 82,000円	保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等	1/2
保育体制強化事業	1か所当たり月額 90,000円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	3の(7)の② の場合 1/2 3の(7)の③ の場合 2/3
保育補助者雇上強化事業	1. 定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,215,000円 2. 定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,430,000円	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、	3の(8)の② の場合 3/4 3の(8)の③

	<p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>保育所で行う場合 1か所当たり 22,000,000円</p> <p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円</p> <p>(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発 0407 第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1施設当たり 32,000,000円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1施設当たり 22,000,000円</p>		
保育所設置促進事業	1か所当たり 21,200,000円	保育所設置促進事業に必要な貸借料(敷金を除く。)	1/2
都市部における保育所等への貸借料支援事業	1施設当たり年額 22,000,000円	都市部における保育所等への貸借料支援事業を実施するために必要な貸借料	10/10
認可化移行移転費等支援事業	<p>1. 移転費</p> <p>1施設当たり 1,200,000円</p> <p>2. 仮設設置費</p> <p>1施設当たり 3,800,000円</p>	認可化移行移転費等支援事業を実施するために必要な移転費、仮設設置費等	1/2
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援</p> <p>1人当たり 月額 20,000円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備</p> <p>1か所当たり 年額 2,406,000円</p>	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費等	1/2
サテライト型小規模保育事業	1か所当たり 年額 4,450,000円	サテライト型小規模保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費等	1/2
医療的ケア児保育支援モデル事業	<p>看護師等を配置して医療的ケアを行う場合</p> <p>1自治体当たり 年額 7,300,000円</p> <p>看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合</p> <p>1自治体当たり 年額 6,700,000円</p>	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、	2/3

			共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料等	
家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,814,000円		家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1/2
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1市町村当たり年額 354,000円		認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金等	3の(24)の②の場合 1/3 3の(24)の③の場合 1/2
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）	(1) 基本改善事業 1事業当たり 7,200,000円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 1事業当たり 1,029,000円		保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等	3の(25)の①のイの場合 1/3 3の(25)の①のウの場合 1/2
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）	2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 32,000,000円		保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等	1/2

<p>保育所等の事故防止の取組強化事業</p>	<p>1. 重大事故防止のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 220,000円(受講者予定者20人まで) 20人を超える場合 受講予定者1人当たり6,000円追加</p> <p>2. 重大事故防止のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり年額 4,064,000円</p>	<p>保育所等の事故防止の取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費等</p>	<p>2/3</p>
<p>保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業</p>	<p>1市町村当たり年額 40,000,000円</p>	<p>保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(保守料、通信運搬費、広告料、手数料)、使用料、賃借料等</p>	<p>6/7</p>

(注)「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。)が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修(新設、定員の拡大)であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分)の利用定員総数が増加する改修であること。

別紙様式 1

保育対策総合支援事業費補助金調書

都道府県名

国	補助率	地方公共団体							備考			
		歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額		うち国庫補助金相当額		
歳出予算科目	交付決定の額	円		円		円		円		円		

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

〇〇都道府県知事
〇〇市町村長

印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発子第※号により交付決定を受けた平成 年度保育対策総合支援事業費補助金について平成 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱6の(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づき確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

〇 〇 都道府県知事
〇 〇 市町村長



平成 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
(※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること)
- 2 平成 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表(別表)
- 3 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(別表1)
- 4 保育対策総合支援事業費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

別表 平成 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表

都道府県名

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
都道府県事業（直接補助）		
都道府県間接補助事業		
市町村事業（直接補助）		
市町村間接補助事業		

国庫補助所要額（合計）

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県事業・直接補助)

都道府県名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
保育士資格取得支援事業								1/2
保育士試験による資格取得支援事業								1/2
保育士試験追加実施支援事業								1/2
※ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業								1/2
若手保育士や保育事業者への巡回支援事業								1/2
保育士・保育所支援センター設置運営事業								1/2
※ 認可化移行調査費等支援事業								1/2
民有地マッチング事業								1/2
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業								1/2
保育所等の事故防止の取組強化事業								1/2
保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業								3/4
合計								

(記述上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調査(市町村事業・直接補助)

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2
保育士試験による資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2
保育士試験追加実施支援事業 ※指定都市のみ								1/2
※ 保育士宿舍借り上げ支援事業								1/2
保育人材就職支援事業								1/2
※ 保育休職強化事業								3/4
※ 保育補助者雇上強化事業								1/2
※ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業								3/4
※ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業								1/2
※ 保育所等における業務集约化推進事業								1/2
保育士・保育所支援センター設置運営事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2
※ 保育所等改修費等支援事業(補助率3分の2)								2/3
※ 保育所等改修費等支援事業(補助率2分の1)								1/2
※ 保育所設置促進事業								1/2
※ 認可化移行調査費等支援事業								1/2
※ 認可化移行移転費等支援事業								1/2
※ 民有地マツチング事業								1/2
※ 広域的保育所等利用事業								1/2
※ 保育利用支援事業								1/2
※ サテライト型小規模保育事業								1/2
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2
※ 家庭支援推進保育事業								1/2
認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2
※ 保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) ※指定都市・中核市のみ								1/2
※ 保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)								1/2
※ 保育所等の事故防止の取組強化事業								1/2
※ 保育施設の届出に伴うICT化推進事業 ※指定都市・中核市のみ								3/4
※ 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業								1/2
合 計								

(記載上の注意)

- ①、⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表1別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県間接補助事業)

都道府県											
1. 都道府県(合計)	事業名	給事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×1/2) ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	保育士資格取得支援事業										
	保育士技能による資格取得支援事業										
	保育士養成施設に対する就業促進支援事業										
	※ 保育体制強化事業										
	※ 保育補助者雇上強化事業										
	※ 都道府県における保育所等への賃借料支援事業 (財政力指数1.0超の市町村及び特別区)										
	※ 都道府県における保育所等への賃借料支援事業 (上記以外の市町村)										
	※ 医療的ケア児保育支援モデル事業										
	※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
	※ 保育環境改善事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童 クラブ開所時間における乳幼児受入れ支援事業以外)										
	※ (1)基本改善事業										
	※ (2)環境改善事業										
	※ 保育所等の事故防止の取組強化事業										
	※ 保育施設・事業の届出に伴うICT推進事業										
	合計										

(記載上の注意)

- ①、②欄は④欄、⑤欄及び⑩欄を比較し、最も大きい額を記入すること。
- ⑦欄には、④欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑧欄には、④欄と同額(1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑨欄の※1及び⑩欄の※2については、別表2の4-2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。
- ※については、上記に限らず、①から⑩の各欄には各市町村の合計を記載すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調査(都道府県間接補助事業)

2. 都道府県(市町村分)

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	(⑥×3/4)	⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩ 円
※ 保育体制強化事業											
※ 保育補助費増上強化事業											
※ 新市部における保育所等への賃借料支援事業 (財政力指数1.0超の市町村及び特別区)											
※ 新市部における保育所等への賃借料支援事業 (上記以外の市町村)											
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業											
認可外保育施設の衛生・安全対策事業											
保育環境改善事業(緊急一時預かり推進事業、放 課児童クラブ開所時閉所時等における乳幼児受入れ 支援事業以外)											
※ (1) 基本改善事業 ①、②の事業											
※ (2) 環境改善事業 ①、②-④の事業											
保育所等の事故防止の取組強化事業											
保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業											
合計											

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業については⑥×7/8、認可外保育施設の衛生・安全対策事業については⑥×2/3により算定した金額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別添の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については、上記に問わず、①欄から⑩欄の各欄に、別添2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(市町村間接補助事業)

事業名	市町村									
	① 総事業費 円	② 寄付金等の他 の収入予定額 円	③(①-②) 差引額 円	④ 対象経費の 支出予定額 円	⑤ 国庫補助率額 円	⑥ 予定額 円	⑦ (⑥×1/2) 円	⑧ 市町村 補助額 円	⑨ 国庫補助 基本額 円	⑩ 国庫補助 所要額 円
保育士資格取得支援事業(保育士養成課程のみ)										
保育士技能による資格取得支援事業(自費研修・研修のみ)										
※保育士給与増額支援事業										
※保育士研修強化事業										
※保育補助者雇上強化事業										
※保育士等のキャリアアップ推進のための人材育成等支援事業										
※保育所等における業務効率化推進事業										
※保育所等設備等支援事業(補助率3分の2)										
※保育所等設備等支援事業(補助率2分の1)										
※保育所設備促進事業										
※認可外移行経費等支援事業										
※保育利用促進事業										
※サテライト型小規模保育事業										
※家庭支援推進保育事業										
※認可外保育施設の新設・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ										
保育環境改善等事業										
※(緊急一時休かり推進事業、放課後児童クラブ閉所間密等における乳幼児受入れ支援事業以外) ※指定都市・中核市のみ										
保育環境改善等事業										
※(緊急一時休かり推進事業、放課後児童クラブ閉所間密等における乳幼児受入れ支援事業)										
合計										

(記号上の注量)

1. 0欄は、0欄及び0欄を記入し、最も小さい額を記入すること。
2. 0欄には、(7欄の額と3欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
3. 4欄には、(9欄と10欄(1,000円未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。))を記入すること。
4. 10欄の※1及び3欄の※2については、別紙2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。

別表2

都道府県
指定都市名
中核市

1-1 保育士資格取得支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②	養成施設受講料等			代替保育士等 雇上人数 (延べ人数) ⑥
			養成施設卒業による 保育士資格取得 ③	試験実施通知別表 ②及び③による 保育士資格取得 ④	試験実施通知別表 ①による 保育士資格取得 ⑤	
認可外保育施設保育士資格 取得支援事業						
保育教諭確保のための保育 士資格取得支援事業						
幼稚園教諭免許状を有する 者の保育士資格取得支援 事業						
保育所等保育士資格取得 支援事業						
合計	円	円	人	人	人	人

(記載上の注意)

- ③欄から⑥欄について、対象となる人数を記入すること。
- ④欄及び⑤欄の「試験実施通知」は平成15年12月1日雇児発第1201002号「保育士試験の実施について」による。

別表2

都道府県
指定都市名
中核市

1-2 保育士資格取得支援事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

	対象経費の 支予算額 ①	国庫補助基準額 ②	養成施設受講料等			代替保育士等 雇上人数 (延べ人数) ⑥
			養成施設卒業による 保育士資格取得 ③	試験実施通知別表 ②及び③による 保育士資格取得 ④	試験実施通知別表 ①による 保育士資格取得 ⑤	
認可外保育施設保育士資格 取得支援事業						
保育教諭確保のための保育 士資格取得支援事業						
幼稚園教諭免許状を有する 者の保育士資格取得支援 事業						
保育所等保育士資格取得 支援事業						
合計	円	円	人	人	人	人

(記載上の注意)

- ③欄から⑥欄について、対象となる人数を記入すること。
- ④欄及び⑤欄の「試験実施通知」は平成15年12月1日雇児発第1201002号「保育士試験の実施について」による。

別表2

都道府県
指定都市
中核市
名

2-1 保育士試験による資格取得支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	対象人数
	① 円	② 円	③ 人
受験対策学習費用補助事業			
保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計			

(記載上の注意)

1. 保育士試験受験直前講座実施事業の③欄は、当該直前講座を受講する者の人数の合計を記入すること。

別表2

都道府県名
指定都市
中核市

2-2 保育士試験による資格取得支援事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	対象人数
	① 円	② 円	③ 人
受験対策学習費用補助事業			
保育士試験受験直前講座実施事業			
合計			

(記載上の注意)

1. 保育士試験受験直前講座実施事業の③欄は、当該直前講座を受講する者の人数の合計を記入すること。

別表2

都道府県
指定都市名

3 保育士試験追加実施支援事業

対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
① 円	② 円

※支出を予定している具体的内容が確認できる書類を添付すること。

別表2

5-1 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村事業・直接補助分) 市町村名

対象施設名	①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/2)	⑩	⑪
	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄と比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

5-2 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/2)	対象者数	対象月数 (延月数)
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	人	月
総事業費												
寄付金その他の収入予定額												
差引額												
対象経費の支出予定額												
(⑤×3/4)												
国庫補助基準額												
選定額												
国庫補助基本額												
国庫補助所要額												
か所												

(記載上の注意)

- ②欄から⑩欄まで、本年度から事業の対象になる者については「ア」の行に、平成29年度までに事業の対象となっていた者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑧欄は、④欄、⑤欄、⑥欄及び⑦欄と比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑫欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

5-3 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(=⑩)	⑫	⑬
対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×1/2)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	人	月

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑩欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑬欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

5-4 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	総事業費 ①	②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	(⑤×3/4) ⑥	国庫補助基 準額 ⑦	選定額 ⑧	(⑧×1/2) ⑨	市町村 補助額 ⑩	国庫補助基本 額 ⑪	国庫補助所要 額 ⑫(=⑪)	対象者数 ⑬	対象月数 (延月数) ⑭
	ア													
	イ													
	ア													
	イ													
	ア													
	イ													
	ア													
	イ													
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	人	月

(記載上の注意)

- ②欄から⑨欄まで、本年度から事業の対象になる者については「ア」の行に、平成29年度までに事業の対象となっていた者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑥欄は、④欄、⑤欄、⑥欄及び⑦欄と比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑤欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑫欄には、⑪欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

6 保育人材就職支援事業

市町村名

総事業費	①	円	寄付金その他の 収入予定額	②	円	差引額	③(①-②)	円	対象経費の 支出予定額	④	円	国庫補助 基準額	⑤	円	選定額	⑥	円	実施事業内容	⑦	円
																		1 指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供 2 高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動 3 就職相談会の開催等による求人情報の提供 4 潜在保育士等に対するマッチング支援 5 就職支援コーディネーターの配置 6 職場定着を支援するための研修等の実施 7 その他()		

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

2. ⑦欄は、該当するもの全てに○をすること。1から6まで該当するものがない場合はその他に記入すること。

別表2

7-2 保育体制強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名	①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧(①/②)	⑨	⑩	⑪(=⑩)	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
対象施設名	事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	運定額	(⑦×1/2)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所委額	保育支援者配置年度年月日	保育支援者配置した前年同月の保育士数	保育支援者配置した前年同月の保育士以外の職員数	保育支援者配置した前年同月の保育士以外の職員数	保育支援者配置した前年同月の保育士以外の職員数	⑱のうち保育支援者配置高数	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記号上の注記)

- ①、⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄と比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄には、⑩欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑪欄及び⑫欄において、前年同月の実績がない場合は、「前年同月」及び「保育所開所月」に該当するものとする。
- ⑬欄の保育士以外の職員数には保育支援者を含む。
- ⑭欄の保育士以外の職員数には保育支援者は含まない。

7-3 保育体制強化事業(都道府県間直接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	交付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助金等 ⑥	国庫補助金 ⑦	(⑦×3/4) ⑧	都道府県補助金 ⑨	国庫補助金 ⑩	国庫補助事業額 ⑪(⑩×2/3)	保育支援者 配置年月日 ⑫	保育支援者 配置月の 保育士数 ⑬	保育支援者 配置した前年 同月の 保育士数 ⑭	保育支援者 配置した前年 同月の 保育士以外 の職員数 ⑮	保育支援者 配置した前年 同月の 保育士以外の 職員数 ⑯	⑰のうち 保育支援者 配置数	
																	円
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ①の欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も大きい額を記載すること。
- ⑥欄は、⑥欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄の額に交付事業の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑨欄及び⑩欄において、前年同月の実績がない場合は、「前年同月」を「保育所開所月」と読み替えること。
- ⑯欄の保育士以外の職員数には保育支援者は含まない。

別表2

8-1 保育補助者雇上強化事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者配置年月日	保育補助者配置数
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×3/4)	⑩	⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円		人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄と比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

8-3 保育補助者雇上強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名												
対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(7)×7/8	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者配置年月日	保育補助者配置数
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩×6/7)	⑫	⑬
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ①欄は、②欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑥欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業

都道府県
市町村名

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	①	②
(1)若手保育士への巡回支援		
(2)保育事業者への巡回支援		
合 計	円	円

別表2

10-1 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1) 保育士の実地派遣及び人材交流等								
(2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

10-1 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業(市町村事業・直接補助分)
 (2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ

市町村名

対象施設名	①	総事業費	②	寄付金その他の 収入予定額	③	差引額	実習実入費		調整費		合計		国庫補助所要額	国庫補助基本額	国庫補助基本額	⑩(⑧×3/4)	実習 受入人数	
							対象経費の 支出予定額	⑤	国庫補助基準額	⑥	対象経費の 支出予定額	⑦						国庫補助基準額
か所																		

(記載上の注意)

1. ①欄は、④欄、⑤欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

10-2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業(市町村間接補助事業分)(総括)

		市町村名									
	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑥)×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
(1) 保育士の実地派遣及び人材交流等											
(2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ											
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	

(記載上の注意)

1. ①欄から⑩欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

10-2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業(市町村間接補助事業分)
 (2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金等の他の収入予定額	差引額	代別保育士等履上費		調査費		選定額	(10)×3/4	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所屬額	受入人数
				対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額						
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧(⑤+⑦)	⑨	⑩	⑪	⑫(⑩+⑪)	⑬(⑫-⑩)	⑭
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計													

(設置上の注意)

- ①欄は、④欄、⑤欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、⑧欄の額と⑭欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑬欄には、⑩欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

別表2

都道府県
指定都市名
中核市

12 保育士・保育所支援センター設置運営事業

	① 対象経費の 支出予定額	② 国庫補助基準額	③ 就職件数(見込み)
保育士・保育所支援センター開設運営経費			
保育士再就職支援コーディネーター雇上費			
再就職支援及び雇用管理改善経費			
潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費			
保育士登録簿を活用した就職促進経費			
合計	円	円	人

別表2

13-1 保育所等改修費等支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

		市町村名						
	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	遡定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1) 賃貸物件による保育所改修費等								
(2) 小規模保育改修費等								
(3) 認可化移行改修費等								
(4) 家庭的保育改修費等								
(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支援事業(市町村事業・直接補助分)

(1) 賃貸物件による保育所改修費等

市町村名

対象施設名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑩×1/2) (⑩×2/3)	開設年月日
		運営主体	定員	区分	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
			人		円	円	円	円	円	円	円	円	
合計			人		円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する保育所又は保育所分園の定員を記入すること。
- ④欄は、保育所・保育所分園の別を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、保育所又は保育所分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支援助費(市町村事業・直接補助分)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	運営主体	②	定員	③	区分	④	総事業費	⑤	寄付金その他の 収入予定額	⑥	差引額	⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定額	⑧	国庫補助基準額	⑨	選定額	⑩	国庫補助基本額	⑪	国庫補助所要額	⑫(⑩×1/2) (⑪×2/3)	開設年月日
合計				人				円		円		円		円		円		円		円		円		

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する小規模保育事業所の定員を記入すること。
- ④欄は、小規模保育事業におけるA型・B型・C型の別を記入すること。
- ⑤欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支援事業(市町村事業・直接補助分)

(3) 認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名	運営主体	定員	区分	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行予定年月日	実施事業内容
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)=(5)-(6)	(8)	(9)	(10)	(11)	(10)×(1/2) (10)×(2/3)	(12)	(13)
		人		円	円	円	円	円	円	円	円		1. 既存施設の改修費、設備の取置費 2. 増設の購入費 3. 買掛料
													1. 既存施設の改修費、設備の取置費 2. 増設の購入費 3. 買掛料
													1. 既存施設の改修費、設備の取置費 2. 増設の購入費 3. 買掛料
													1. 既存施設の改修費、設備の取置費 2. 増設の購入費 3. 買掛料
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO等)
- ③欄は、現在の認可外保育施設の定員を記入すること。
- ④欄は、現行の認可外保育施設の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ⑤欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、⑩欄の額に交付金額の別章の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支援事業(市町村事業・直接補助分)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	運営主体	②	定員	③	区分	④	総事業費	⑤	寄付金主の他の収入予定額	⑥	差引額	⑦(⑤-⑥)	対象経費の支出予定額	⑧	国庫補助基準額	⑨	国庫補助基本額	⑩	国庫補助所要額	⑪(⑩×1/2) ⑫(⑩×2/3)	⑬	事業開始年月日
				人				円		円		円		円		円		円		円			
合計				人				円		円		円		円		円		円		円		円	

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する家庭的保育事業所の定員を記入すること。
- ④欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ⑤欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、家庭的事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支採事業(市町村事業・直接補助分)
 (5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	運営主体	②	定員	③	区分	④	総事業費	⑤	寄付金その他の 収入予定額	⑥	差引額	⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定額	⑧	国庫補助基準額	⑨	選定額	⑩	国庫補助基本額	⑪	国庫補助所要額	⑫(⑩×1/2) ⑬(⑩×2/3)	事業開始年月日	移行予定年月日
				人																					
合計				人																					

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、実施する幼稚園長時間預かり保育の定員を記入すること。
- ④欄は、移行を予定している認定こども園の形態を記入すること。(幼稚園型、小規模保育事業所)
- ⑤欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、認定こども園に移行する年月日を記入すること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支援事業(市町村間接補助事業分)(総括)

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×1/2) 又は (⑥×2/3) ⑦	市町村補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩
(1) 賃貸物件による保育所改修費等										
(2) 小規模保育改修費等										
(3) 認可化移行改修費等										
(4) 家庭的保育改修費等										
(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等										
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支援事業(市町村間接補助事業分)

(1) 償貸物件による保育所改修費等

市町村名

対象施設名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	対象総量の 支出予定額	⑧	⑨	⑩	(⑩×1/2) 又は (⑩×2/3)	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	開設年月日	
			人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	⑪
合計			人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ①欄は、法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する保育所又は保育所分園の定員を記入すること。
- ④欄は、保育所・保育所分園の別を記入すること。
- ⑥欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑥欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑫欄は、保育所又は保育所分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支援事業(市町村間接補助事業分)
(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	運営主体	②	定員	③	区分	④	総事業費	⑤	寄付金その他の 収入予定額	⑥	差引額	⑦(⑤-⑥)	対象費の 支出予定額	⑧	国庫補助基準額	⑨	運定額	⑩	(⑩×1/2) 又は (⑩×2/3)	⑪	市町村 補助額	⑫	国庫補助基本額	⑬	国庫補助所要額	⑭(⑬-⑫)	閉政年月日	⑮
合計				人				円	⑤	円	⑥	円	⑦(⑤-⑥)	円	⑧	円	⑨	円	⑩	円	⑪	円	⑫	円	⑬	円	⑭(⑬-⑫)		円

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する小規模保育事業所の定員を記入すること。
- ④欄は、小規模保育事業におけるA型・B型・C型の別を記入すること。
- ⑤欄は、⑦欄・⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑬欄には、⑭欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支費事業(市町村間協賛補助事業分)

(3)認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名	運営主体	定員	区分	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助等手続費	算定額	(掛×1/2)又は(掛×2/3)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助消費額	移行予定年月日	実施事業内容
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
		人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 物品の購入費 3. 賃借料
															1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 物品の購入費 3. 賃借料
															1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 物品の購入費 3. 賃借料
															1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 物品の購入費 3. 賃借料
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- 2欄は、法人等の選別を記入すること。(株式会社、NPO等)
- 3欄は、現在の認可外保育施設の定員を記入すること。
- 4欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- 5欄は、⑦欄、⑧欄及び⑩欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- 6欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 7欄には、⑩欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 8欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- 9欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支援事業(市町村間接補助事業分)
(4) 家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	運営主体	②	定員	③	区分	④	総事業費	⑤	寄付金その他の収入予定額	⑥	差引額	⑦(⑤-⑥)	対象経費の支出予定額	⑧	国庫補助基準額	⑨	国庫補助基本額	⑩	国庫補助所要額	⑪(⑩-⑨)	事業開始年月日
					人																	
合計					人																	

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、社団法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する家庭的保育事業所の定員を記入すること。
- ④欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ⑤欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、①欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑩欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑫欄は、家庭的保育を開始する年月日を記入すること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支援事業(市町村間接補助事業分)
 (5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑧-⑥)	⑧	⑨	⑩×1/2 又は ⑩×2/3	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所費額	事業開始年月日	移行予定年月日
	1	2	3	4	5	6	7(8-6)	8	9	10	11	12	13(12-11)	14	15
合計															

(取組上の注意)

- ①欄は、法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ②欄は、実施する幼稚園長時間預かり保育の定員を記入すること。
- ③欄は、移行を予定している認定こども園の形態を記入すること。(物産型、幼稚園型、幼稚園型、小規模保育事業所)
- ④欄は、②欄、③欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑤欄には、①欄の額と④欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑥欄には、①欄と同額(1,000円未満の増減が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑦欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑧欄は、認定こども園に移行する年月日を記入すること。

別表2

14-1 保育所設置促進事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	①	運営主体	②	定員	③	区分	④	総事業費	⑤	寄付金その他の 収入予定額	⑥	差引額	⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定額	⑧	国庫補助基準額	⑨	還定額	⑩	国庫補助基本額	⑪	国庫補助所要額	⑫(⑩×1/2)	事業開始年月日	⑬
				人																					
合計				人																					

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)
- ③欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。
- ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
- ⑫欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、保育所等を開始する年月日を記入すること。

別表2

14-2 保育所設置促進事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	①	運営主体	②	定員	③	区分	④	総事業費	⑤	寄付金その他の 収入予定額	⑥	差引額	⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定額	⑧	国庫補助基準額	⑨	国庫補助額	⑩	国庫補助基本額	⑪	国庫補助所業額	⑫(=⑩)	事業開始年月日
				人																				
合計				人																				

(計算上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)
- ③欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。
- ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。
- ⑤欄は、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑨欄には、⑪欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑫欄は、保育所等を開始する年月日を記入すること。

別表2

15 都市部における保育所への賃借料支援事業

市町村名

財政力指数

(1) 財政力指数が1.0超の市町村及び特別区

施設・事業所名	設置主体	施設・事業所種別	賃借料 (年額)	賃借料加算 (年額)	(4)÷(5)	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(10)×27/40× 2/3	北海道県 補助額	国庫補助 基本額 (10×10/10)	交付集約の4(2)(5)ア(7) のただし書きの 割合 (22/50)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
か所	(公) か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(私) か所														

(2) (1)以外の市町村

施設・事業所名	設置主体	施設・事業所種別	賃借料 (年額)	賃借料加算 (年額)	(4)÷(5)	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(10)×3/4×2/3	北海道県 補助額	国庫補助 基本額 (10×10/10)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
か所	(公) か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(私) か所													

(記載上の注意)

- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ④欄は、認定こども園の場合子育て支援事業1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童に係る利用定員数を認定したも園全体の利用定員数で除した数を施設の建物賃料に乘じた額を記載すること。
- ⑤欄は、特定教育・保育、特別利用教育、特別地域型保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特別地域型保育、特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日号外内閣府告示第49号)第1条第51号に規定する賃借料加算の年額を記載すること。
- ⑥欄は、④欄、⑤欄及び⑩欄を比較し、少ない額を記載すること。
- 交付集約の4(2)(5)ア(7)のただし書きを適用する施設については、「(1)財政力指数が1.0超の市町村及び特別区」の条件において「(10)×27/40×2/3」とあるのを「(10)×3/4×2/3」と置き換えて算出すること。
- ⑩欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較し、少ない額を記載すること。
- ⑯欄には、⑯欄の額の別表の欄に定める補助率を乘じて算定額(1,000円未満の端数を乗じて算定額)を記入すること。

別表2

16 認可化移行調査費等支援事業(調査費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪
か所		円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ①欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑥欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

